

徳島県賃上げ応援サポート事業のご案内

設備投資等の**生産性の向上**に取り組み、**賃上げを行う**「中小・小規模事業者」を支援します!

実質
負担なし!

①国の業務改善助成金の上乗せ助成

生産性向上のために設備投資等を行うとともに、賃金引き上げに取り組む、国の「業務改善助成金」を受給した事業者に対して、「業務改善助成金」の助成率に応じて、助成金を上乗せして補助します。

業務改善助成金については
こちらをご確認ください。



<対象要件>

- 令和6年4月1日以降に徳島労働局に国の「業務改善助成金」の交付申請を行い、**令和7年3月7日(金)までに確定通知を受けていること**等

設備投資額が助成上限額内の場合

国の助成率	+	県の助成率	=	国と県をあわせて
設備投資等に要した費用 × 9/10 の場合		設備投資等に要した費用 × 1/10		設備投資等に要した費用 × 10/10
設備投資等に要した費用 × 4/5 の場合		設備投資等に要した費用 × 1/5		設備投資等に要した費用 × 5/5

※設備投資が助成上限額を超える場合は、一部負担あり

②社会保険労務士への報酬費用補助

次の(ア)「業務改善助成金」、(イ)「キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)」の書類作成等に係る社会保険労務士への報酬費用を補助します。(※1)

(ア)「業務改善助成金」

※令和6年4月1日以降に交付申請を行い、**令和7年3月7日(金)までに、額の確定通知を受けていること。**

(イ)「キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)」

※令和6年4月1日以降にキャリアアップ計画書を作成し、**令和7年3月7日(金)までに、徳島労働局に受理されていること。**

社会保険労務士への依頼を考えている方は、補助制度の活用もご検討ください!



<補助額>

- 報酬費用に補助率1/2をかけた額(上限:10万円)
- ※(ア)及び(イ)の両方を提出する場合、上限額は各10万円となります。

<申請手順>

(ア)のみ申請	⇒	「①上乗せ助成」とあわせて提出
(ア) + (イ)を申請	⇒	「①上乗せ助成」とあわせて提出
(イ)のみ申請	⇒	単独で提出

(※1)年間契約をしている場合は、上記(ア)、(イ)の書類作成等を依頼したことで、追加で発生した料金部分を補助対象とします。

申請方法

申請書類を**令和7年3月10日(月)【必着】**までに、徳島県生活環境部労働雇用政策課に提出してください。

- ※予算の範囲内で交付するため、申請期限内に募集を終了する場合があります。
- ※詳しくは県HPをご確認ください。

県HPはこちら!

「徳島県賃上げ応援サポート事業」に関するお問い合わせ

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県生活環境部労働雇用政策課 労働・働きがい推進担当
MAIL: roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

徳島県 賃上げ応援サポート 検索

TEL: 088-621-2346
FAX: 088-621-2852

